

六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を
与えた。

昭和三十八年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 家畜人工授精師 住 所 氏 名
番 号 として業務を行 乃う家畜種類

五九六	牛	東伯郡三朝町大字 鉛山四六	入江 豊
五九七	牛	八幡一〇八〇 赤碓町大字	安原 好郎
五九八	牛	三朝町穴鴨 三九七	西村 光正

鳥取県告示第九十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第二
十四条の規定により次のとおり家畜人工授精所開設の許
可を与えた。

昭和三十八年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

許 可 家畜人工授 住 所 氏 名
番 号 精所の名称

一五五 高力家畜人 東伯郡赤碓町大字高 高力 稔二
工授精所 岡三六四の二

鳥取県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八
条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役
員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十
一項の規定により告示する。

昭和三十八年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

富桑土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中村 嘉光 鳥取市西品治

高木 岩松	〃
沢田 直行	〃
山田周次郎	〃
吉田 広幸	〃 田島

田口 英男	〃	西品治
杉本 貞一	〃	〃
東田 一	〃	〃
谷口 広	〃	田島
藤井 算	〃	〃
村岡 清次	〃	〃
山田 峯蔵	〃	西品治
前田菊次郎	〃	〃
監事 中原 熊蔵	〃	〃

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 牧野千代蔵	〃	鳥取市西品治二五一番地四
水口源太郎	〃	六七八番地三
中原新太郎	〃	六六二番地第一
山田 峯蔵	〃	六一六番地
田川 万蔵	〃	五五九番地
山根 一夫	〃	田島四八一番地
羽田 和郎	〃	四七四番地

谷口 兵次	〃	四七六番地
谷口 闊	〃	四七二番地
山本 啓治	〃	五五五番地
山田亀次郎	〃	西品治六二一番地
山部 潔	〃	五九七番地
前田菊次郎	〃	六六二番地
水口 有男	〃	五四三番地
羽田 正一	〃	田島五四一番地

昭和三十七年三月十五日通常総会において総選挙の結
果当選し四月一日就任 任期二年

本高土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 河原 豊	〃	鳥取市本高
小山 定吉	〃	〃
小松竜太郎	〃	〃
河原重三郎	〃	〃
懸樋 清治	〃	〃
松村 勝美	〃	〃

監事 山本多一郎
 〃 梶川 茂実
 〃 中山 佐市
 〃 上嶋孝太郎

任期満了により退任
 〃 〃 〃

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原 豊 鳥取市本高一六五番地
 〃 小松宇太郎 八九番地
 〃 小松竜太郎 一六〇番地
 〃 松村 勝美 一七四番地
 〃 中山 佐市 三三八番地
 〃 松本準太郎 八二番地三
 監事 山本多一郎 一六四番地
 〃 小原 一雄 三四五番地
 〃 松本 延二 一六六番地
 〃 梶川 茂実 一六八番地一

昭和三十八年二月七日通常総会において総選挙の結果
 当選し同日就任 任期二年

刈河崎土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 影山 一亮 日野郡江府町大字刈河崎二六六番地
 〃 浦部 喜助 二九九番地
 〃 浦部 辰夫 二八八番地
 〃 影山 泰時 二六四番地
 〃 浦部 健 五七〇番地
 〃 浦部 幸夫 六三四番地

昭和三十七年三月二十八日通常総会において選挙の結果
 果当選し四月一日就任 任期二年

監事 浦部 豊 日野郡江府町大字刈河崎五六三番地
 〃 影山 瑩 六二三番地

昭和三十六年三月二十八日通常総会において選挙の結果
 果当選し四月一日就任 任期二年

江尾町江尾土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 中川 武正 日野郡江府町大字江尾
 〃 福田 岩雄

〃 徳岡 栄寿
 〃 田中 正昭
 〃 手島 甚平
 監事 手島 浅重
 〃 道下 友作

任期満了により退任
 〃 〃 〃

就任した役員の氏名及び住所

理事 中川 武正 日野郡江府町大字江尾二〇八二番地
 〃 福田 岩雄 二二三番地
 〃 芦立 豊一 一九九番地
 〃 手島三年夫 二〇四一番地
 〃 道下 馨 二一〇四番地

昭和三十六年三月三十日通常総会において総選挙の結果
 果当選し四月一日就任 任期二年

監事 岡田 正一 日野郡江府町大字江尾一九二五番地
 〃 徳岡 久義 一八七四番地

大沢土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 山本 春信 倉吉市小田
 米子市の人事異動により辞任のため
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 松田 宏 米子市上福原二二一五番地

昭和三十七年七月五日総代会において選挙の結果当選
 し同日就任 任期は昭和三十八年八月二十九日まで

北条砂丘土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 前田 正守 東伯郡北条町大字国坂
 〃 中江 豊 下神
 〃 細川 登 江北
 〃 浜本 武貴
 〃 磯江 稔
 〃 山本 涼三 国坂
 〃 種田 貞雄 北尾
 〃 別所 正徳 弓原

農繁期に臨時総代会を開催し選挙を行なうことが煩瑣のため任期満了前であるが辞任したため

就任した役員の名及び住所

- 理事 前田 正守 東伯郡北条町大字国坂五〇六番地
- 中江 豊 下神一八六番地
- 細川 登 江北六二六番地
- 浜本 武貴 一六九八番地
- 磯江 稔 一九八八番地
- 山本 涼三 国坂二三〇番地
- 穂田 貞雄 北尾四五一番地
- 別所 正徳 弓原六〇五番地

- 横浜 克己 下神
- 鈴木登美夫 松神
- 永田市松 東園
- 西山 孝 由良宿
- 理事 吉村 隆義
- 小沢 義勝
- 竹歳 万吉

岸本土地区改良区

就任した役員の名及び住所

- 理事 岡田 輝男 西伯郡岸本町岸本三九五番地
- 杉本勝太郎 二八八番地
- 野坂 勝次 二〇七番地
- 林原 良二 一九一番地
- 金本 栄 押口一七一番地
- 監事 野坂 勝三 岸本一八二番地
- 渡辺 庫一 三六七番地

- 横浜 克己 下神七七二番地
- 鈴木登喜夫 松神八三七番地
- 永田市松 東園三三三番地
- 西山 孝 四〇八番地
- 吉村 隆義 由良宿五五一番地
- 小沢 義勝 一一一〇番地
- 竹歳 万吉 一七七一番地

昭和三十八年二月二十五日通常総代会において総選挙の結果当選し二月二十六日就任 任期二年

昭和三十七年十月二十五日通常総会において総選挙の結果当選し十月二十六日就任 任期二年

日置村早牛土地改良区

退任した役員の名及び住所

- 理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛
- 小川 昌幸
- 原田 保智
- 原田 亘
- 田中 嘉孝
- 伊藤 正義
- 伊藤 正義
- 土橋 多蔵
- 土橋 多蔵
- 田中 嘉孝
- 土橋 多蔵
- 橋本 幸一
- 土橋 正実

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛二二八ノ一
- 田中 嘉孝 一八四ノ一
- 土橋 多蔵 三二一
- 橋本 幸一 三二〇
- 土橋 正実 三二二

昭和三十八年一月十七日通常総会において総選挙の結果当選し三月十四日就任 任期二年

六尾堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

- 監事 小川 昌幸 二三四
- 伊藤 正義 三三三ノ二
- 理事 岡崎 一 東伯郡大栄町大字六尾
- 南場 義輝
- 油本 登
- 前田 堅
- 奥田 泰
- 南場 享
- 監事 油本 捷吉
- 井中 正男
- 就任した役員の名及び住所
- 理事 岡崎 一 東伯郡大栄町大字六尾四二一番地
- 南場 義輝 四一五番地

任期満了により退任

00518

二十六日	二十九日	岩美町岩井地区
二十七日	三十日	浦富地区
五月 六日	五月 九日	国府町宇倍野地区
七日	十日	大成地区
八日	十一日	鳥取市神戸地区
		福部村
		鳥取市湖山地区

岩美町岩井
浦富
国府町谷、宮下
栃本、中河原
鳥取市上砂見
福部村蔵見
鳥取市湖山町

鳥取県告示第百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十八年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
サンマリタン 耳鼻咽喉科	米子市久米町二二二	耳鼻咽喉科、気管食道科	坂口 幸雄	昭和三十八年三月二十三日	乙の二
米子 病院	日原三四八	精神科、神経科、内科	松本 久		二十八日、甲

00517

監事 藤原 俊治 賀露町八六六
 山本 哲雄 下味野一三三
 森下友五郎 菅浦四六二
 奥田 平次 晚稻一五六
 賀露町八四六
 昭和三十八年三月三十日通常総代会において総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第百九十八号
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

別表	結核病、ブルセラ病
一 実施期	二 日次
四月二十五日	四月二十八日
	鳥取市面影地区

昭和三十八年四月二十六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 結核病及びブルセラ病検査
 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。
 ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
 四 実施期日 別表のとおり
 五 注射、検査及び駆除の方法
 結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、国際法

区域	実施場所
鳥取市	桜谷

野島 病院 倉吉市瀬崎町二七一 眼科、外科、内科
四ノ一

野島鉄之助

十一日

乙の二

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一、日時 昭和三十八年四月三十日 午後一時

二、場所 鳥取市 鳥取県教育委員会 教育委員室

三、議題

- 1 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間及び職員勤務時間に関する規程について
- 2 休憩時間に関する規程について
- 3 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者

印刷所

鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市印

印刷所